

# 第3期 奈良市障がい福祉計画

概要版

平成24年3月

奈良市

## 計画策定にあたって国や県の動向

### <国の動向>

#### ●障害者制度改革及び障害者総合支援法等の制定に向けた検討

国では、障害者権利条約の批准に向けた法整備をはじめ、障がい者制度全般の集中的な改革を行うため、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障がい者制度改革に向けた検討を進めています。平成22年6月には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定され、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」について、平成25年4月からの施行をめざすこととしています。

※障害者総合支援法については、平成24年3月31日現在、国会において審議中です。

#### ●障害者自立支援法及び児童福祉法の改正

平成22年12月には、「障害者総合支援法」の実施までの対応として、「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」が改正され、利用者負担・障がい者の範囲の見直し、地域生活支援・相談支援の充実、障がい児支援の強化等が行われました。

#### ●障害者虐待防止法の制定

平成23年6月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、虐待の通報や自治体による安全確認・保護などが規定され、平成24年10月から施行されることとなっています。

本法律においては、障がい者の虐待の防止に係る国や自治体の責務が定められるとともに、市町村及び都道府県の部局又は施設が障がい者虐待の通報窓口や相談等を行う市町村障がい者虐待防止センター、都道府県障がい者権利擁護センターとしての機能を果たすこととされています。

#### ●障害者基本法の改正

平成23年8月には、「障害者基本法」が改正され、障がいを機能障がいのみではなく社会的障壁で捉えることや、障がい者差別禁止の規定などが設けられました。その他、地域社会における共生、療育、防犯及び防災、消費者保護などの規定が新設されています。

### <県の動向>

奈良県では、平成22年3月に作成した「奈良県障害者長期計画2005（後期計画）」（平成22年度～平成26年度までの5年間）に基づき、「①障害のある人の生活の質の向上、②障害のある人の社会参加と就労の促進、③障害のある人の安心の確保」をめざし、障がい者施策を総合的、計画的に推進しています。

## 計画策定の経緯と目的

「第1期奈良市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に基づく新サービス体系移行期限となる平成23年度の数値目標を設定するとともに、平成18年度から平成20年度までをそこに至るまでの中間段階と位置付け、必要量や必要量を確保するための方策を定めました。

また、平成21年3月には第1期計画の現状の把握、地域における課題等を踏まえ、平成23年度の数値目標及びサービス見込量を必要な範囲で見直した「第2期奈良市障がい福祉計画」を策定しています。

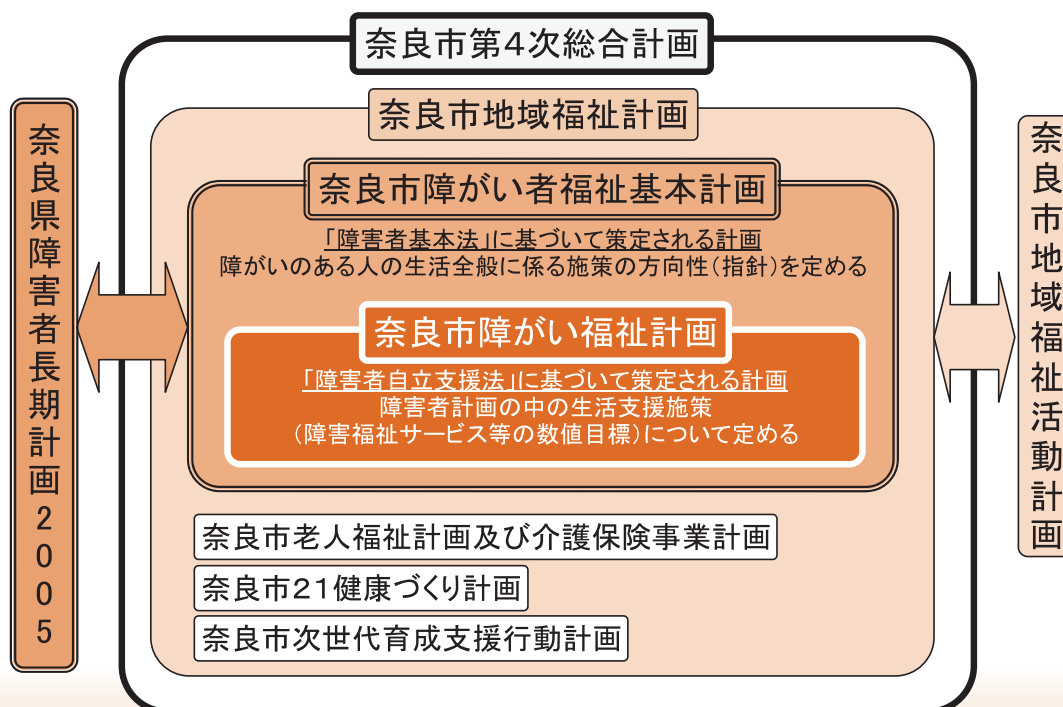
今回は、現行計画の期間が平成23年度をもって終了することから、新サービス体系移行後の計画として、国・県の動向や本市におけるこれまでの計画の進捗状況、サービス利用状況を踏まえ、平成24年度から平成26年度の3ヵ年の新たな数値目標及びサービス見込量を設定する「第3期奈良市障がい福祉計画」を策定し、更なる障がい福祉施策の充実を図ります。

## 計画の位置づけ

「奈良市障がい者福祉基本計画」は、障害者基本法第11条に規定する「市町村障害者計画」に位置付けられ、本市における基本的な障がい者施策の目標を掲げ策定しています。

「奈良市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、厚生労働省の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）に則して、生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めた実施計画として策定しています。

【奈良市障がい福祉計画の位置づけ】



## 計画の期間

この計画は、旧法施設が新体系の施設への移行期限である平成 23 年度までの実績を踏まえ、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間に計画期間とします。

ただし、次期奈良市障がい者福祉基本計画策定及び障害者総合支援法制定に伴い、必要に応じて見直しを行うものとします。



※国の次期障害者基本計画策定及び障害者総合支援法制定に合わせ、計画を3年間延長。

## 計画の基本的な考え方

### 【理念】

- ・ノーマライゼーション  
すべての人がすべての条件に関わりなく、その人らしく生活できる社会
- ・リハビリテーション  
人間らしく生きる権利の回復

### 【基本的な考え方】

- ・障がい者の主体性、自主性の確立
- ・全ての人の参加による全ての人のための平等な社会づくり
- ・障がいの重度化・重複化及び障がい者の高齢化への対応
- ・施策の連携
- ・「アジア太平洋障害者の十年」への対応

## 奈良市障がい者福祉基本計画

### 【理念】

人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現

### 【定める内容】

- ①各年度における障害福祉サービス、相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み
- ②障害福祉サービス、相談支援サービス種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

## 障害福祉サービス等の概要

障害者自立支援法に基づくサービス体系は、個々の障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、大きく「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」の4つに分類されます。このうち、「介護給付」の10種類のサービスと「訓練等給付」の4種類のサービスを合わせて「障害福祉サービス」といいます。

「地域生活支援事業」は、市が実施主体となる法定化された事業であり、「相談支援事業」「成年後見制度利用支援制度」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター」等があります。

平成22年12月に成立した障害者自立支援法の一部改正法により、「介護給付」の中に、重度の視覚障がい者の移動を支援する同行援護が新サービスとして平成23年10月から創設されました。一方、児童デイサービスについては平成24年4月から児童福祉法に根拠法令が一本化されることとなりました。

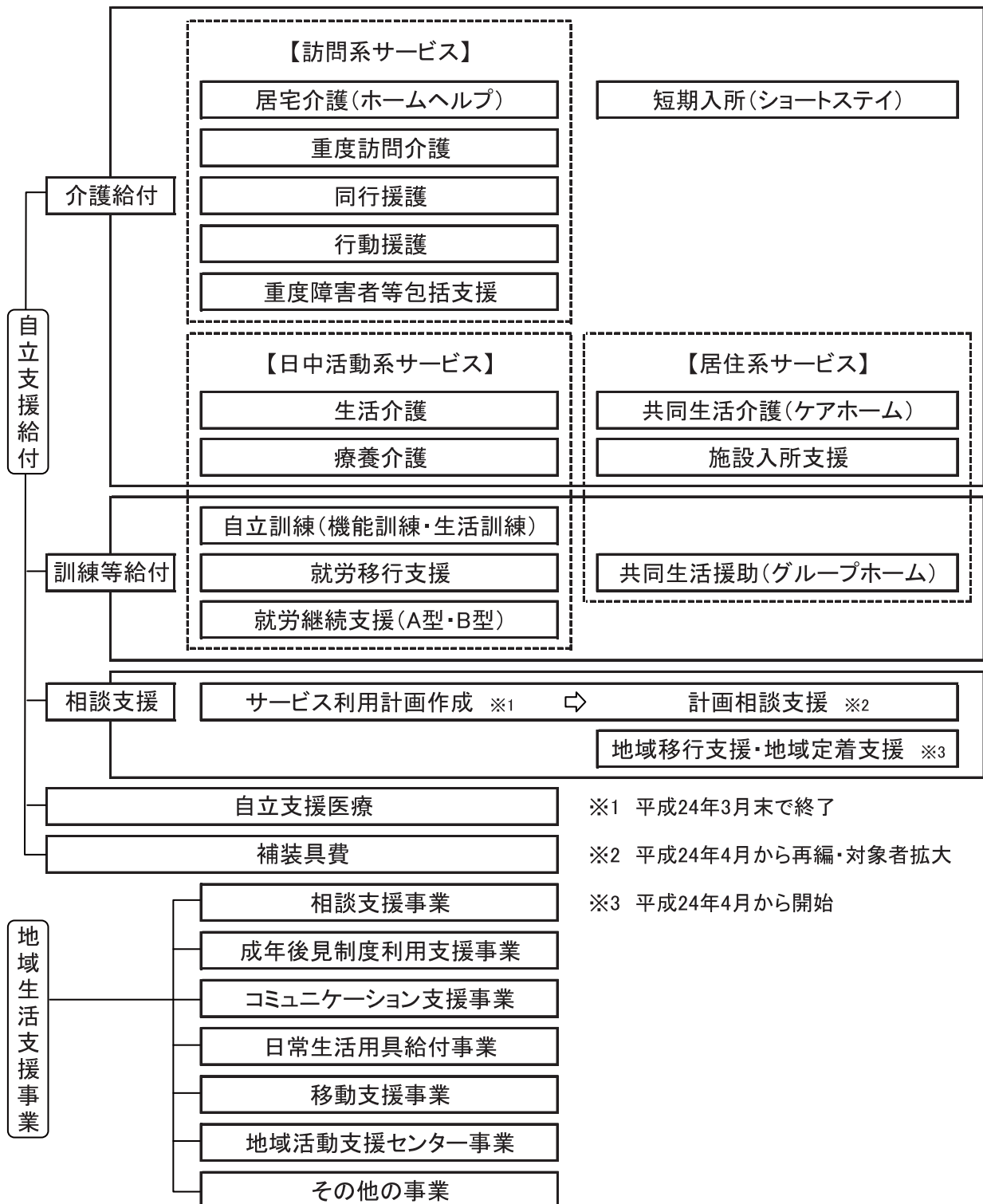
また、基幹相談支援センターの設置（地域生活支援事業・任意事業）、指定特定相談支援事業者（地域生活支援事業・必須事業）によるサービス利用計画の作成やサービスの利用状況の一定期間ごとのモニタリング実施、指定一般相談支援事業者による入院・入所者の地域移行・定着支援など、よりきめ細かな相談支援体制となります。

改正された障害者自立支援法の主な内容は次のとおりです。第3期計画はこれらの改正の内容を踏まえて策定しました。

### 障害者自立支援法改正のポイント

1. 利用者負担の見直し
  - ➡ 利用者負担について、応能負担を原則に
  - ➡ 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
2. 障がい者の範囲の見直し
  - ➡ 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
3. 相談支援の充実
  - ➡ 相談支援体制の強化
  - ➡ 支給決定プロセスの見直し、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大
4. 障害児支援の強化
  - ➡ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
  - ➡ 放課後型のデイサービス等の充実
5. 地域における自立した生活のための支援の充実
  - ➡ グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
  - ➡ 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（個別給付化）

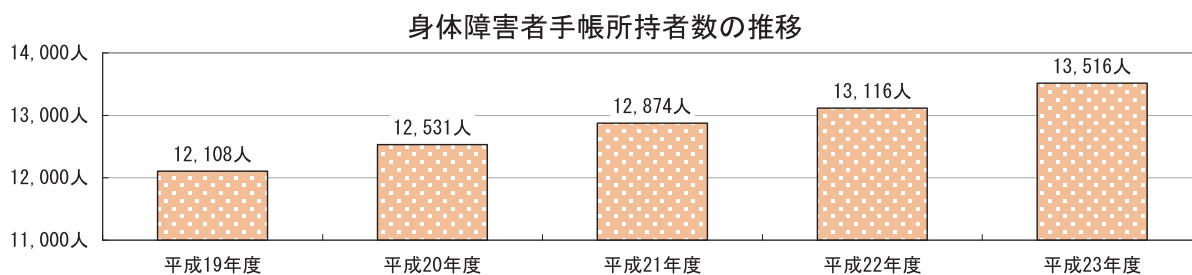
【サービス体系】



## 奈良市の人口と各種手帳所持者の推移

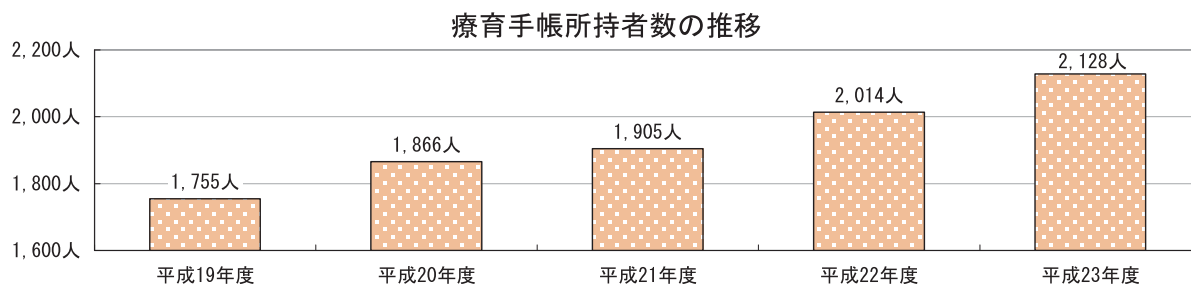
- 平成23年度総人口 367,717人（平成23年3月末現在）  
男性：173,632人 女性：194,085人

- 身体障害者手帳所持者数の推移（各年10月1日現在）



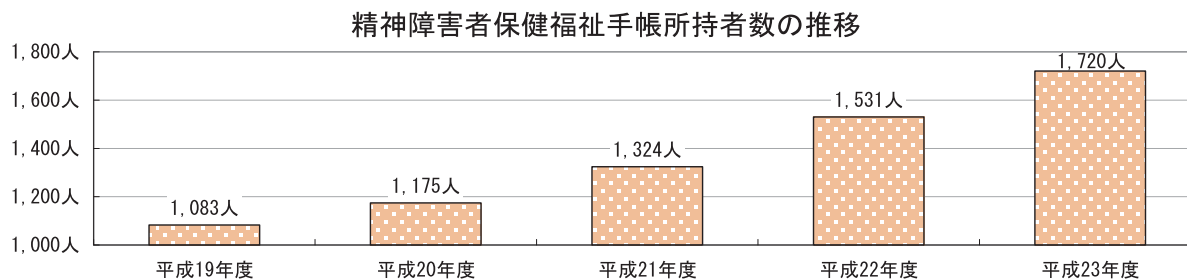
障がい区分別では、肢体不自由（7,534人）が全体の55.7%と半数以上を占めています。年齢構成では、65歳以上（9,296人）と高齢者の比率が高くなっています。

- 療育手帳所持者数の推移（各年10月1日現在）



判定別にみると、A（A1・A2）994人、B（B1・B2）1,134人となっています。年齢構成をみると、「18歳未満」ではBが多く440人（38.8%）、「18～64歳」ではAが多く698人（70.2%）、「65歳以上」ではAが多く42人（4.2%）となっています。

- 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年6月30日現在）



等級別にみると、平成23年度で、「1級」284人（16.5%）、「2級」1,216人（70.7%）、「3級」220人（12.8%）となっています。年度別でみると、大きな変化はありません。

## 入院・入所者の地域移行支援の実績と数値目標

### ●地域生活移行者数の実績及び目標

項目	数値	考え方
第1期計画策定時点の施設入所者数(A)	311人	平成17年度施設入所者
第2期計画策定時点の施設入所者数(A')	345人	平成20年度施設入所者 ※平成19年度に市内で2箇所の入所施設が開設
第2期計画終了時点の施設入所者数	339人	平成23年度施設入所者
目標年度入所者数(B)	310人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者削減見込(A'-B)	35人 (10%)	差引減少見込 カッコ内は(A')に対する割合(削減率)
【目標値】 地域生活移行者数	40人 (12%)	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する者の数、カッコ内は(A')に対する割合(移行率)

### ●入院中の精神障がい者の地域生活への移行

第3期計画の目標値について、国の「平成26年度における平均退院率を平成20年6月30日調査に比べて7%相当分増加させること」を受けて、奈良県では平成26年度までに退院率59.4%を数値目標としています。

また、退院者数について、国の「平成26年度における5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数を直近の状況よりも20%増加させること」としており、奈良県では数値目標を72人としています。

本市においては、奈良県の数値目標を踏襲しつつ、今後も地域生活への移行に向け、地域相談支援や障害福祉サービス等の充実に努めます。

### ●一般就労移行者数の実績及び目標

項目	数値	考え方
平成17年度 一般就労移行者数	3人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成22年度の 一般就労移行者数	33人	平成22年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	40人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労をめざす数

※一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。



## 障害福祉サービスの利用見込

障害福祉サービスとは、全国一律に公平、公正なサービス提供ができるよう国が対象者及びサービス実施事業者の要件、サービス提供の方法、事業者の報酬等を定めているサービスです。

サービス名		第3期計画期間			単位
		平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画	
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	867	954	1,058	人分/月
		24,929	27,635	30,634	時間分/月
	同行援護	75	80	85	人分/月
		975	1,040	1,105	時間分/月
	短期入所（ショートステイ）	1,134	1,204	1,274	人日分/月
162		172	182	人分/月	
日中活動系	生活介護	16,380	17,100	17,820	人日分/月
		910	950	990	人分/月
	自立訓練（機能訓練）	238	238	238	人日分/月
		14	14	14	人分/月
	自立訓練（生活訓練）	390	455	520	人日分/月
		30	35	40	人分/月
	就労移行支援	1,264	1,344	1,424	人日分/月
		79	84	89	人分/月
	就労継続支援A型	1,760	1,914	2,068	人日分/月
		80	87	94	人分/月
就労継続支援B型	1,764	1,944	2,136	人日分/月	
	147	162	178	人分/月	
療養介護	9	9	9	人分/月	
居宅系	共同生活援助（グループホーム）、 共同生活介護（ケアホーム）	130	150	170	人分/月
	施設入所支援	335	325	310	人分/月
相談支援	計画相談支援	483	517	587	人分/月
	地域移行支援	20	32	52	人分/月
	地域定着支援	28	49	85	人分/月

## 地域生活支援事業の利用見込

地域生活支援事業とは、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を、市が効率的・効果的に実施する事業です。

サービス名	第3期計画期間			単位	
	平成24年度 計画	平成25年度 計画	平成26年度 計画		
相談支援事業	27,456	29,568	31,680	件/年	
	8	8	8	箇所数	
成年後見制度利用支援事業	10	15	20	人/年	
コミュニケーション支援事業	手話通訳者派遣事業	2,625	2,769	2,921	件/年
	要約筆記者派遣事業	255	262	269	件/年
日常生活用具 給付事業	日常生活用具 (排泄管理支援用具を除く)	345	345	345	件/年
	排泄管理支援用具 (ストマ用具等)	5,769	6,000	6,240	件/年
移動支援事業	682	728	774	人分/年	
	6,479	7,037	7,611	時間分/月	
地域活動支援センター事業	56	58	61	人分/月	
	2	2	2	箇所数	
福祉ホーム事業	6	6	6	人/年	
訪問入浴サービス事業	1,036	1,096	1,156	回/年	
	19	20	21	人/年	
日中一時支援事業	5,591	5,989	6,398	件/年	

## 計画の策定体制

### ●障がい福祉計画策定委員会等の開催

本計画策定にあたっては、障がい福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、「奈良市障がい福祉計画策定委員会」、「奈良市地域自立支援協議会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

### ●市民意見の聴取と計画の反映

計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら、多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

## 計画の円滑な実施に向けた取り組み

### ●事業所等の実態把握

本計画を推進し、施策を展開するためには、障がい者のニーズや事業者の状況を的確に把握しなければなりません。各事業所と連携を取りながら、十分なサービスが提供できるよう、事業所等の実態把握を行っていきます。

### ●地域への理解を深めるための行動（啓発活動）

障がい者が社会の一員として生活を送るため、全ての市民は障がい者が抱える課題を自分自身の問題として認識し理解することが必要です。そのことを全ての市民が改めて意識できるように、市民啓発の推進、広報の推進、福祉教育の推進を図っていきます。

### ●サービスの供給基盤の確保に向けての広域整備

国や県の動向を注視するとともに近隣自治体との情報共有を図り、サービス基盤整備の不足については、基盤整備に向けた諸課題を研究し、課題解決に向けた方策を検討します。

### ●国・県に対する働きかけ

障がい福祉計画に掲げる入所施設利用者の地域移行や障害福祉サービス等の見込量の確保を実現していくためには、サービス提供を行う事業所が安定的に事業経営を行えるよう、報酬の見直しや新たなサービスの実施など制度等の見直し等が必要とするものがあります。今後も引き続き近隣自治体と協力・連携し、積極的に国・県に対し提言や要望を行っていきます。

## 計画の進捗管理体制

### ●奈良市障がい福祉計画推進協議会（仮称）の設置

障がい福祉計画に定められた数値目標等の検証及び協議等を行うため、「奈良市障がい福祉計画策定委員会」の委員を中心とした、「奈良市障がい福祉計画推進協議会（仮称）」を設置します。

協議会は、「奈良市地域自立支援協議会」等と連携をとり、計画の円滑な推進及び進捗管理に努めます。

**第3期奈良市障がい福祉計画【概要版】**  
**平成24年3月**

発行/奈良市 保健福祉部 障がい福祉課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL：0742-34-4593（ダイヤル）

FAX：0742-34-5080

Eメール：shougai Fukushima@city.nara.lg.jp